

一人親方等特別加入制度について

(第2種特別加入)

【一人親方等とは】

一人親方等とは、労働者を使用しないで、土木、建築その他の工作物の建設、改造、現状回復修理、変更、破壊もしくは解体、またはその準備事業（大工、左官、とび職人など）の事業を行なうことを常態とする一人親方その他自営業者およびその事業に従事する人のことです。

（注）労働者を使用する場合であっても、労働者を使用する日の合計が1年間に100日に満たないときは、一人親方として特別加入することができます。

【一人親方等の労災保険（第2種特別加入）の補償の対象となる範囲】

(1) 業務災害

- ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- イ 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- オ 突発事故（台風、火災など）により予定外の緊急の出勤を行う場合

(2) 通勤災害 通勤災害とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいいます。

この場合の通勤とは

- ア 住居と就業の場所との間の往復
 - イ 就業の場所から他の就業の場所への移動
 - ウ 赴任先住居と帰省先住居との間の移動
- } 合理的な経路および方法で行なうこと

【保険給付・特別支給金の種類】

- 療養補償給付 療養に必要な治療費は完治するまで無料になります。
- 休業補償給付 休業4日目以降、休業1日につき「給付基礎日額」の80%が支給されます。
- 障害補償給付 後遺症が残った場合、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。
- 傷病補償年金 療養開始後1年6カ月が経過しても完治しない、または傷病等級に該当する場合は、程度に応じて年金または一時金が支給されます。
- 他に、葬祭給付、遺族補償給付、介護保障給付があります。

【加入時に健康診断が必要な方】

特定業務に一定期間従事している場合は、加入時に健康診断（無料）を受ける必要があります。

国分寺市一人親方労災保険組合への加入条件

- ① 業種が建設業であること
- ② 住まいと事業所が東京都・埼玉県・神奈川県内にあること
- ③ 従業員を雇用していないこと
- ④ 国分寺市商工会の会員または会員になれる方
(加入金500円 月会費 国分寺市内 500円 それ以外1,000円)
- ⑤ 当組合への報告義務、労働保険料及び組合費納入の義務を遵守できる方
- ⑥ 当組合の規約および注意事項に同意できる方

【加入手続きについて】

- (1) 当組合指定の「入会申込書兼誓約書」を提出して下さい。
- (2) 確認書類を提示して下さい。
- (3) 労働保険料と組合費を納付して下さい。

【労働保険料および組合費について】

- (1) 給付基礎日額とは

給付基礎日額とは、保険料や休業補償給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づき労働局長が決定します。

給付基礎日額の変更は年度更新時のみ受け付けます。

- (2) 労災保険料及び組合費について

給付基礎日額 (A)	保険料算定基礎額 (B) (B)=(A)×365	年間保険料 (C) (C)=(B)×17/1000	組合費 (D) 6,000円	年間合計額 (C)+(D)
25,000円	9,125,000円	155,125円	6,000円	161,125円
24,000円	8,760,000円	148,920円	6,000円	154,920円
22,000円	8,030,000円	136,510円	6,000円	142,510円
20,000円	7,300,000円	124,100円	6,000円	130,100円
18,000円	6,570,000円	111,690円	6,000円	117,690円
16,000円	5,840,000円	99,280円	6,000円	105,280円
14,000円	5,110,000円	86,870円	6,000円	92,870円
12,000円	4,380,000円	74,460円	6,000円	80,460円
10,000円	3,650,000円	62,050円	6,000円	68,050円
9,000円	3,285,000円	55,845円	6,000円	61,845円
8,000円	2,920,000円	49,640円	6,000円	55,640円
7,000円	2,555,000円	43,435円	6,000円	49,435円
6,000円	2,190,000円	37,230円	6,000円	43,230円
5,000円	1,825,000円	31,025円	6,000円	37,025円
4,000円	1,460,000円	24,820円	6,000円	30,820円
3,500円	1,277,500円	21,718円	6,000円	27,718円

- (3) 労災保険料及び組合費の納付について

労働保険料及び組合費は更新時に現金もしくは振込で一括納入してください。
但し加入時（初回）は加入金3,000円も併せて納付してください。

* 年度途中での加入・退会の場合の労災保険料は加入月数で算出します。

また、組合費は年間6,000円で、途中加入・退会の場合も変わりません。

【国分寺市商工会について】

国分寺市商工会とは、地域に密着した国分寺市内唯一の経済団体です。

経営のお手伝いや保険・補償のご紹介、専門家への無料相談など様々な事業を行っております。

◎ 加入金 500円

◎ 月会費 国分寺市内 500円 それ以外 1,000円

* 加入金・月会費は全額経費として処理できます。

～お問い合わせ・ご加入のご相談は～

国分寺市一人親方労災保険組合・国分寺市商工会労働保険事務組合までお気軽にどうぞ

〒185-0011 東京都国分寺市本多2-3-3 国分寺市商工会内

Tel 042 (323) 1011 Fax 042 (323) 0560

